

第4次清水町障害者計画  
第4期清水町障害福祉計画

平成27年3月

清水町



# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く状況 .....	6
1 障がいのある人を取り巻く現状 .....	6
2 アンケート調査結果の概要 .....	13
第3章 計画の基本的な考え方 .....	26
1 基本理念 .....	26
2 基本目標 .....	26
3 施策の体系 .....	28
第4章 施策の推進（障害者計画） .....	29
1 障がいのある人を支える地域づくり .....	29
2 保育・教育の充実 .....	32
3 生きがいのある暮らしのための支援 .....	34
4 地域で自立した暮らしを支援する基盤づくり .....	37
5 安全・安心に暮らせるまちづくり .....	40
第5章 障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量とその確保 （障害福祉計画） .....	42
1 計画の基本的な考え方 .....	42
2 平成29年度の目標値 .....	44
3 障がい福祉サービスの利用見込み量と確保のための方策 .....	45
4 地域生活支援事業における利用見込み量と確保のための方策 .....	53
第6章 計画の推進 .....	59
1 計画の推進 .....	59
2 計画の進行管理 .....	59
3 関連機関の連携 .....	59

資料編 .....	60
1 清水町障害者計画策定委員会設置要綱 .....	60
2 清水町障害者計画策定委員会委員名簿 .....	62
3 策定経過 .....	63
4 用語解説 .....	64

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、すべての障がいのある人が地域で安心して生活できる住みやすいまちづくりが求められています。

国においては、平成 23 年8月、「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

平成 24 年3月には、障害者自立支援法の改正案が閣議決定され、新たに「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 25 年4月に施行（一部は平成 26 年4月に施行）されました。これにより“制度の谷間”にあった難病により生活上の支援が必要な人もサービス受給の対象となりました。

さらに平成 25 年9月には、「障害者基本計画（第3次）」が閣議決定され、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため取り組むべき障がい者施策の基本的な方向が示されました。

本町においては、今回、障害者基本法の改正や、障害者総合支援法創設などの障がい者を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、より具体的で実効性のある施策を実施していくために、「清水町障害者計画・清水町障害福祉計画」を策定するものです。

【参考 障がい者施策に関わる主な関連法令の動向】

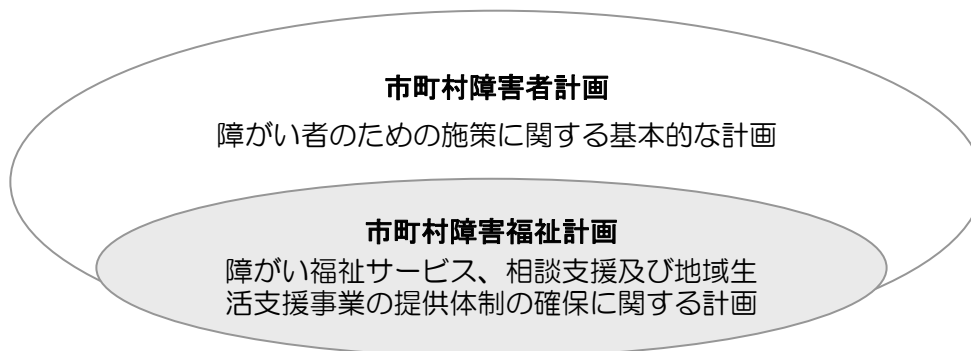
	関連法令	概要
平成 17 年	・ 発達障害者支援法の施行	・ 発達障がいの定義づけ
平成 18 年	・ 改正障害者雇用促進法の施行 ・ 障害者自立支援法の施行 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	・ 雇用対策の強化、助成の拡大等 ・ 福祉サービス体系の再編 ・ 総合的なバリアフリー化の推進等の規定
平成 19 年	・ 改正障害者基本法の施行	・ 市町村障害者計画の義務化
平成 20 年	—	—
平成 21 年	・ 改正障害者雇用促進法の施行	・ 障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成 22 年	・ 障害者自立支援法等の一部改正	・ 利用者負担や障がい者の範囲及び障害程度区分の見直しなど
平成 23 年	・ 障害者基本法の改正 ・ 障害者虐待防止法の成立	・ 目的規定や障がい者の定義の見直しなど ・ 障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、障がい者虐待の早期発見の努力義務を規定
平成 24 年	—	—
平成 25 年	・ 障害者総合支援法の施行 ・ 障害者差別解消法の成立	・ 障害者自立支援法の廃止に伴う障がい者の範囲の見直しや障害支援区分の創設など ・ 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定

## 2 計画の位置づけ

「清水町障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」であり、町の障がい者施策のマスタープラン（基本計画）としての機能を果たす計画です。「清水町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、本町における障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のための方策を定める計画です。

	障がい者計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成 23 年 8 月 5 日一部改正法施行)	障害者総合支援法 (平成 25 年 4 月 1 日施行)
性 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本法第 11 条）</li> <li>長期的な見通しに立って効果的な障がい者施策の展開を図る計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各年度における障がい福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画</li> </ul>
位置づけ	国の「障害者基本計画」を基本とした清水町総合計画の部門計画	障害者計画のうち、障がい福祉サービス分野の実施計画

### ■ 障害者計画と障害福祉計画の一体性の確保



### 【参考 障害者基本法・障害者総合支援法条文】

#### 障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

#### 障害者総合支援法第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

## (1) 障害福祉計画策定に当たっての留意点 ●●●●●●●●●●

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 26 年厚生労働省告示第 231 号)に基づき、障害福祉計画策定に当たって留意すべき点を挙げると次のとおりです。

項 目	主な内容
① 障がい者の地域生活の支援のための規定の整備	地域における障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点の整備の方向性等を定める。
②相談支援の充実・強化に関する規定の整備	計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備、地域移行支援及び地域定着支援体制の整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性等を定める。
② 障がい児支援の体制整備に係る規定の整備	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づいた子ども・子育て支援計画と整合性のある障がい児支援の提供体制の確保に関する事項を定める。
④障害福祉計画の作成に係る平成 29 年度の目標設定	(1)施設入所者の地域生活への移行 (2)福祉施設から一般就労への移行 (3)就労移行支援事業の利用者数 (4)基盤整備計画
⑤障害福祉計画に定めるべき事項について、調査、分析、評価を行うことに関する規定の整備	障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に 1 回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえて分析・評価を行い、必要に応じて見直しもする。

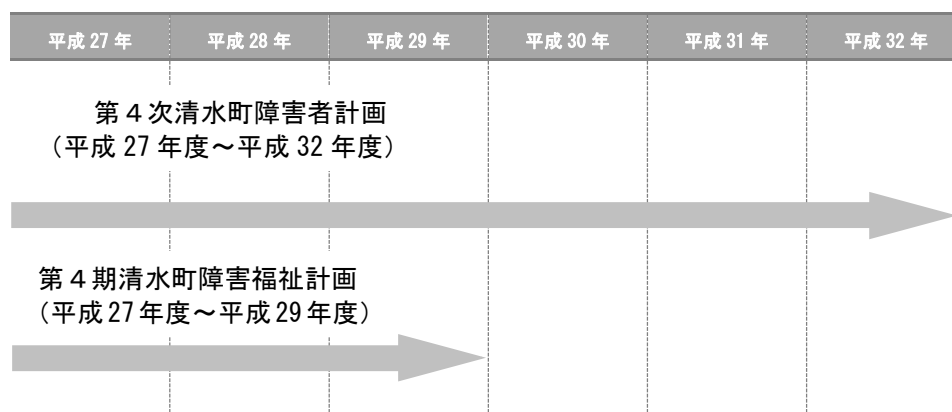


### 3 計画の期間

障害者計画の期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 32 年度までとします。

障害福祉計画は 3 年ごとに策定することとされています。本計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を期間とします。

ただし、国、県等の動向を踏まえて関係機関との連携を図り、障がいのある人のニーズや社会情勢の変化に対応するため必要に応じて見直しを行います。



# 障がいのある人を取り巻く状況

## 1 障がいのある人を取り巻く現状

### (1) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、年々増加しており、平成 25 年度で 1,043 人となっています。障がい別では、音言でほぼ横ばいとなっています。新規交付者数では、身体障がい者で多少ばらつきがありますが増加傾向がみられます。

表 等級別、障がい別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		
	全体	児童	全体	児童	全体	児童	全体	児童	全体	児童	
計	949	29	979	30	1,004	29	1,021	26	1,043	23	
等級別	1 級	344	15	352	15	355	15	381	12	393	12
	2 級	154	5	150	5	159	6	171	3	174	3
	3 級	138	4	147	4	145	2	141	5	143	3
	4 級	214	3	228	4	244	4	228	4	234	3
	5 級	65	1	66	1	64	1	62	1	63	1
	6 級	34	1	36	1	37	1	38	1	36	1
障害別	視覚	57	2	55	2	56	2	65	2	62	2
	聴覚	51	2	55	3	58	3	50	4	51	3
	音言	11	0	14	0	16	0	14	0	14	0
	肢体	553	19	555	19	562	19	571	15	589	13
	内部	277	6	300	6	312	5	321	5	327	5

資料：庁内資料（各年度末現在）

表 身体障害者手帳新規交付者数の推移

単位：人

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
身体障害児	1	2	0	2	2
身体障害者	52	74	67	50	82
計	53	76	67	52	84

資料：庁内資料（各年度末現在）







### ③ 居住系サービスの利用状況

居住系サービスの利用状況は、共同生活援助（グループホーム）が増加しています。

表 居住系サービスの利用状況（1月当たり）

単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
共同生活援助 (グループホーム)	4	3	8
共同生活介護 (ケアホーム)	4	5	
施設入所支援	24	25	27

### ④ 療養介護の利用状況

療養介護の利用状況は、平成 26 年度からとなっております。

表 療養介護の利用状況（1月当たり）

単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
療養介護	0	0	2

### ⑤ 短期入所の利用状況

短期入所の利用状況は、ほぼ横ばいとなっております。

表 短期入所の利用状況（1月当たり）

単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	サービス 見込み量 (人日)	利用者数 (人)	サービス 見込み量 (人日)	利用者数 (人)	サービス 見込み量 (人日)	利用者数 (人)
福祉型短期入所	5	30	5	25	4	24
医療型短期入所	1	6	1	3	1	3

### ⑥ 障がい児に係るサービス（通所系）の利用状況

障がい児に係るサービス（通所系）の利用状況は、サービス見込み量では児童発達支援、放課後等デイサービスで増加しています。

表 障がい児に係るサービス（通所系）の利用状況（1月当たり）

単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	サービス 見込み量 (人日)	利用者数 (人)	サービス 見込み量 (人日)	利用者数 (人)	サービス 見込み量 (人日)	利用者数 (人)
児童発達支援	4	48	6	96	10	160
医療型児童 発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサ ービス	4	17	6	30	11	88
保育所等訪問支援	0	0	0	0	1	4

### ⑦ 計画相談支援（障がい児相談支援含む）の利用状況

計画相談支援（障がい児相談支援含む。）の利用状況は、平成26年度の利用者数では計画相談支援と障害児相談支援で急増しています。

表 計画相談支援（障がい児相談支援含む。）の利用状況（1月当たり）

単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
計画相談支援	3	5	65
障害児相談支援	0	0	15

### ⑧ 地域相談支援の利用状況

地域相談支援の利用状況は、平成26年度の利用者はありませんでした。

表 地域相談支援の利用状況（1月当たり）

単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	1	0

資料①から⑧：庁内資料

## (5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の実施状況は以下のとおりです。

表 地域生活支援事業の利用状況

事業名		項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 相談支援事業	(1) 障害者相談支援事業	実施見込み箇所数 (か所)	6	6	7
	(2) 地域自立支援協議会	実施回数 (回/年)	12	12	12
2 コミュニケーション支援事業		利用者数(人/年)	5	4	8
		派遣回数(件/年)	59	56	85

事業名		項目	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
3	合計	給付等件数（件/年）	590	567	580	
	(1) 介護・訓練支援	給付等件数（件/年）	4	3	6	
	(2) 自立生活支援	給付等件数（件/年）	3	2	3	
	(3) 在宅療養等支援	給付等件数（件/年）	5	6	3	
	(4) 情報・意思疎通支援	給付等件数（件/年）	3	3	2	
	(5) 排泄管理支援	給付等件数（件/年）	574	552	566	
	(6) 住宅改修	給付等件数（件/年）	1	0	0	
	(7) 地震防災用具	給付等件数（件/年）	0	1	0	
4	移動支援事業	箇所数（か所）	7	9	13	
		実利用者数（人/月）	27	29	32	
		延べ利用時間数 （時間/月）	161	193	210	
5	地域活動支援 センター事業	（町に所在分）	実施見込み 箇所数（か所）	1	1	1
		実利用 見込み者数（人/月）	17	18	20	
	（他市町に所 在分）	実施見込み 箇所数（か所）	3	3	3	
		実利用 見込み者数（人/月）	98	69	75	
6	訪問入浴サービス事業	実利用 見込み者数（人/年）	1	1	1	
		利用回数 （回/年）	42	87	96	
		実施見込み 箇所数（か所）	1	1	1	
7	日中一時支援事業	利用見込み者数 （人/月）	22	30	20	
		利用回数 （回数/月）	74	89	50	
		実施見込み 箇所数（か所）	10	13	14	
8	手話奉仕員養成事業	利用 見込み者数（人/年）			7	
9	障害支援区分認定等事務事業	利用 見込み者数（人/年）	33	35	32	

資料：庁内資料



## 2 アンケート調査結果の概要

### アンケート調査の概要

**調査目的** 平成27年度に『清水町障害者計画・清水町障害福祉計画』を策定するにあたり、障がいのある方の日常生活等に関する意見を伺い、計画の基礎資料とすることを目的として調査を実施しました。

**調査対象** 清水町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳をお持ちの方

**調査期間** 平成26年2月10日から平成26年2月28日まで

**調査方法** 郵送による配布・回収

#### 回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障がいのある方	800通	473通	59.1%
知的障がいのある方	110通	57通	51.8%
精神障がいのある方	90通	50通	55.6%

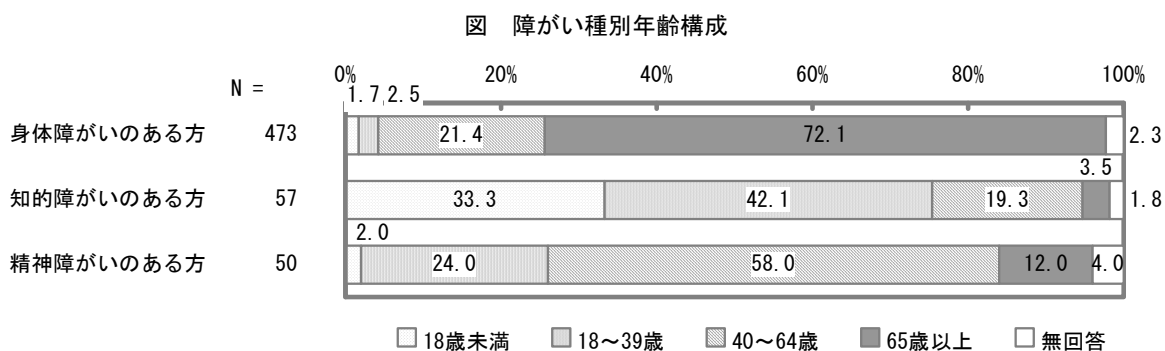
### (1) 回答者の属性

#### ① 障がい種別年齢構成

身体障がいのある方では、「65歳以上」の割合が72.1%と最も高く、次いで「40～64歳」の割合が21.4%となっています。

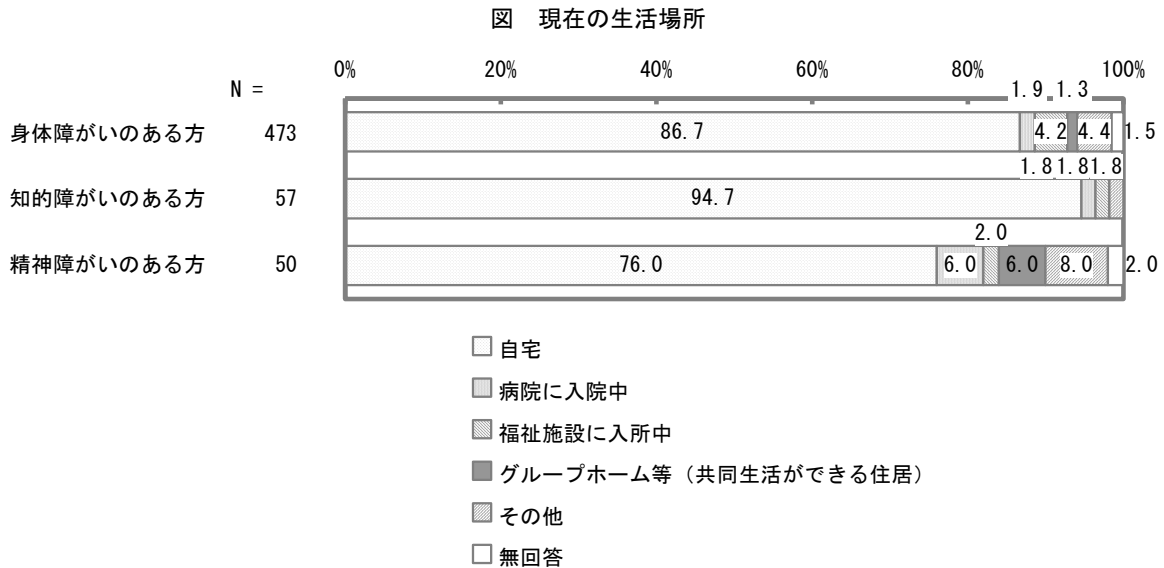
知的障がいのある方では、「18～39歳」の割合が42.1%と最も高く、次いで「18歳未満」の割合が33.3%、「40～64歳」の割合が19.3%、となっています。

精神障がいのある方では、「40～64歳」の割合が58.0%と最も高く、次いで「18～39歳」の割合が24.0%となっています。



## ② 現在の生活場所

身体障がいのある方では、「自宅」の割合が86.7%と最も高くなっています。  
 知的障がいのある方では、「自宅」の割合が94.7%と最も高くなっています。  
 精神障がいのある方では、「自宅」の割合が76.0%と最も高くなっています。

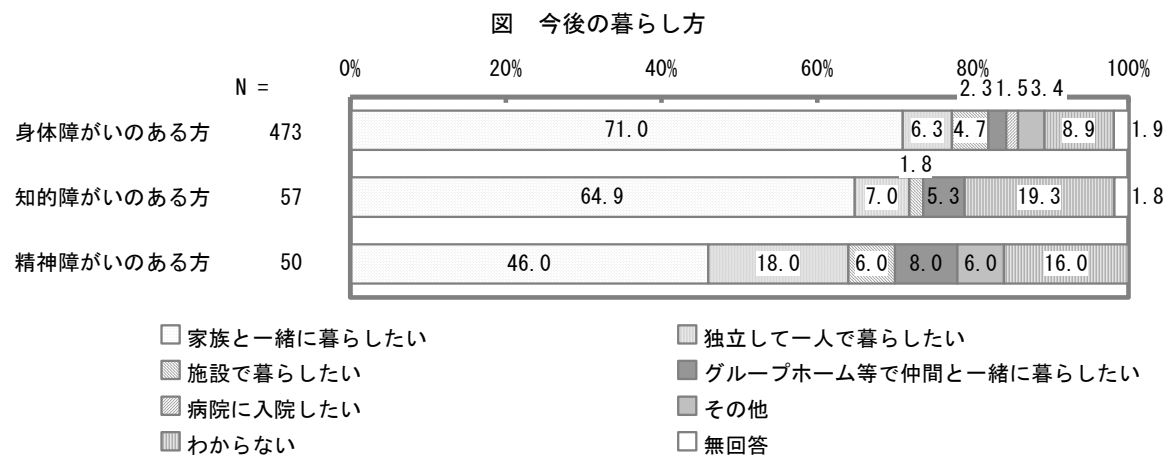


## ③ 今後の暮らし方

身体障がいのある方では、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が71.0%と最も高くなっています。

知的障がいのある方では、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が64.9%と最も高くなっています。

精神障がいのある方では、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が46.0%と最も高く、次いで「独立して一人で暮らしたい」の割合が18.0%、「グループホーム等で仲間と一緒に暮らしたい」の割合が8.0%となっています。



(2) 外出状況について

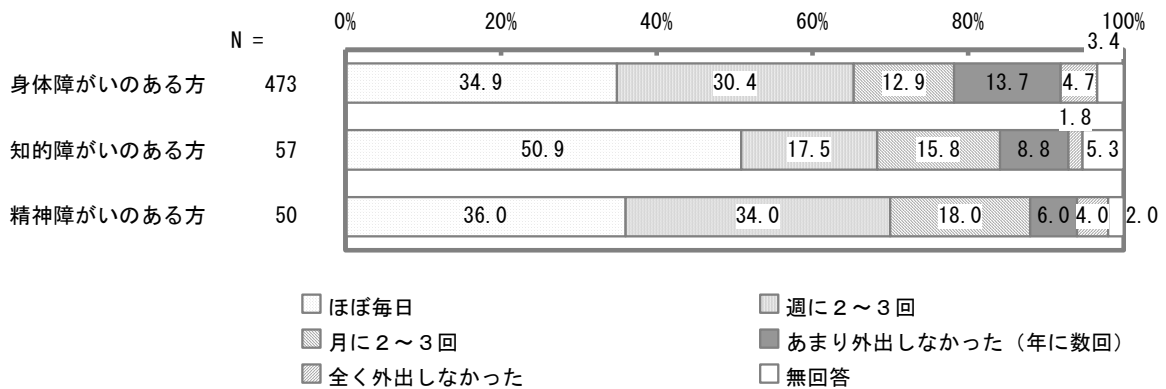
① 外出の頻度

身体障がいのある方では、「ほぼ毎日」の割合が34.9%と最も高く、次いで「週に2～3回」の割合が30.4%、「あまり外出しなかった（年に数回）」の割合が13.7%となっています。

知的障がいのある方では、「ほぼ毎日」の割合が50.9%と最も高く、次いで「週に2～3回」の割合が17.5%、「月に2～3回」の割合が15.8%となっています。

精神障がいのある方では、「ほぼ毎日」の割合が36.0%と最も高く、次いで「週に2～3回」の割合が34.0%、「月に2～3回」の割合が18.0%となっています。

図 外出の頻度



## ② 外出時の困難

身体障がいのある方では、「とくに困ったり不便に感じることはない」の割合が37.6%と最も高く、次いで「道路、建物の段差や、電車、バス等の乗り降りが大変である」の割合が24.7%、「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示等、障がい者に配慮した設備が不十分である」の割合が14.2%となっています。

知的障がいのある方では、「とくに困ったり不便に感じることはない」の割合が38.6%と最も高く、次いで「商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい」の割合が22.8%、「必要なときに、まわりの方の手助け・配慮がたりない」の割合が17.5%となっています。

精神障がいのある方では、「買い物」「気軽に利用できる移送手段が少ない（福祉タクシーやリフト付きバス等）」の割合が64.0%と最も高く、次いで「ほとんど外出しないのでわからない」の割合が28.0%、「とくに困ったり不便に感じることはない」の割合が18.0%となっています。

図 外出時の困難

単位：%

区分	有効回答数（件）	付き添ってくれる方がいない	障がい者用トイレが少ない	道路、建物の段差や、電車、バス等の乗り降りが大変である	気軽に利用できる移送手段が少ない（福祉タクシーやリフト付きバス等）	障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示等、障がい者に配慮した設備が不十分である	通路上に自転車や看板等の障がい物があつて通りにくい
身体障がいのある方	473	4.0	10.4	24.7	8.0	14.2	8.5
知的障がいのある方	57	5.3	1.8	10.5	1.8	7.0	3.5
精神障がいのある方	50	8.0	16.0	8.0	64.0	2.0	8.0

区分	商店や銀行等でコミュニケーションがとりにくい	必要なときに、まわりの方の手助け・配慮がたりない	その他	とくに困ったり不便に感じることはない	ほとんど外出しないのでわからない	無回答
身体障がいのある方	4.0	5.5	6.3	37.6	8.9	6.6
知的障がいのある方	22.8	17.5	3.5	38.6	5.3	10.5
精神障がいのある方	2.0	4.0	10.0	18.0	28.0	2.0

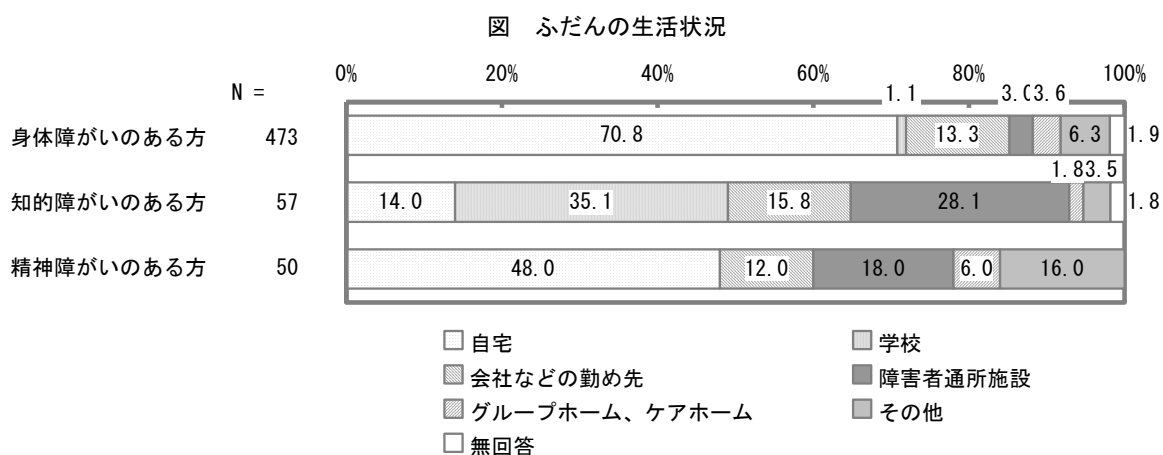
### (3) 日常生活について

#### ① ふだんの生活状況

身体障がいのある方では、「自宅」の割合が 70.8%と最も高く、次いで「会社などの勤め先」の割合が 13.3%となっています。

知的障がいのある方では、「学校」の割合が 35.1%と最も高く、次いで「障害者通所施設」の割合が 28.1%、「会社などの勤め先」の割合が 15.8%となっています。

精神障がいのある方では、「自宅」の割合が 48.0%と最も高く、次いで「障害者通所施設」の割合が 18.0%、「会社などの勤め先」の割合が 12.0%となっています。



## ② 困っていることや悩んでいること

身体障がいのある方では、「健康や身体のこと」の割合が 29.6%と最も高く、次いで「自分の老後」の割合が 27.9%、「災害時の安全の確保」の割合が 17.1%となっています。

知的障がいのある方では、「自分の老後」の割合が 26.3%と最も高く、次いで「緊急対応（自分や家族の急病などへの対応）」の割合が 21.1%、「就職や職場選び」、「親の老後」の割合が 15.8%となっています。

精神障がいのある方では、「自分の老後」の割合が 34.0%と最も高く、次いで「親の老後」の割合が 24.0%、「恋愛・結婚」の割合が 22.0%となっています。

図 困っていることや悩んでいること

単位：%

区分	有効回答数(件)	進学・学校選び	友だちづくり	恋愛・結婚	就職や職場選び	子育てや子どもの教育	家事・家族の世話	自分の老後	親の老後	買い物や役場・銀行等の手続き	自由な外出や街歩き	余暇(趣味、旅行等)の過ごし方
身体障がいのある方	473	0.6	2.1	1.1	2.5	0.8	3.4	27.9	3.8	3.6	4.4	1.5
知的障がいのある方	57	10.5	14.0	5.3	15.8	1.8	—	26.3	15.8	1.8	5.3	10.5
精神障がいのある方	50	2.0	16.0	22.0	16.0	4.0	10.0	34.0	24.0	12.0	6.0	2.0

区分	お金の管理	福祉・保健サービスの利用	健康や身体のこと	近所との付き合い	家庭問題	住まいの確保	社会情勢や福祉制度の変化への対応	災害時の安全の確保	緊急対応(自分や家族の急病等への対応)	その他	特になし	無回答
身体障がいのある方	1.5	4.4	29.6	1.7	2.1	2.1	6.3	17.1	15.2	2.3	24.3	12.7
知的障がいのある方	8.8	1.8	10.5	7.0	1.8	—	10.5	10.5	21.1	1.8	14.0	14.0
精神障がいのある方	14.0	2.0	20.0	2.0	2.0	6.0	4.0	2.0	10.0	2.0	12.0	6.0

### ③ 障がいのある人が働くための環境整備

身体障がいのある方では、「事業主や職場の方たちが、障がいのある方を理解してくれる」の割合が 23.0%と最も高く、次いで「自宅で仕事ができるようにする」の割合が 16.9%、「仕事の相談やあっせんをする場を充実する」の割合が 13.3%となっています。

知的障がいのある方では、「事業主や職場の方たちが、障がいのある方を理解してくれる」の割合が 43.9%と最も高く、次いで「通勤の手段が確保される」、「職場に作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言してくれる支援員がいる」の割合が 24.6%となっています。

精神障がいのある方では、「事業主や職場の方たちが、障がいのある方を理解してくれる」の割合が 30.0%と最も高く、次いで「勤務時間や日数を短縮する」、「通勤の手段が確保される」の割合が 28.0%となっています。

図 障がいのある人が働くための環境整備

単位：%

区分	有効回答数 (件)	勤務時間や日数を短縮する	フレックスタイム等で自由な働き方ができるようにする	通勤の手段が確保される	自宅で仕事ができるようにする	通院等の保障がある(勤務時間内でも通院できる)	職業訓練を充実し、就労のための技術を身につける	職場の施設や設備が障がいのある方にも利用できるように配慮されている
身体障がいのある方	473	10.8	—	12.5	16.9	11.8	7.0	10.1
知的障がいのある方	57	5.3	—	24.6	3.5	5.3	14.0	10.5
精神障がいのある方	50	28.0	16.0	28.0	12.0	18.0	10.0	12.0

区分	仕事の相談やあっせんをする場を充実する	あらゆる業種で障がいのある方の雇用枠を増やす	事業主や職場の方たちが、障がいのある方を理解してくれる	職場に作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言してくれる支援員がいる	就労移行支援事業所等への支援(注文を増やす等)を充実する	その他	わからない・特になし	無回答
身体障がいのある方	13.3	12.7	23.0	4.4	1.3	1.9	25.4	20.7
知的障がいのある方	19.3	19.3	43.9	24.6	10.5	1.8	17.5	12.3
精神障がいのある方	12.0	20.0	30.0	20.0	—	2.0	18.0	4.0

※「フレックスタイム等で自由な働き方ができるようにする」の選択肢は、身体障がいのある方、知的障がいのある方にはありません。

### (3) 情報収集について

#### ① 福祉サービスに関する情報の入手媒体

身体障がいのある方では、「新聞・雑誌」の割合が29.8%と最も高く、次いで「広報紙・パンフレット（県・町）」の割合が27.5%、「テレビ・ラジオ」の割合が26.8%となっています。

知的障がいのある方では、「家族・友人・知人」の割合が38.6%と最も高く、次いで「学校・職場・施設」の割合が29.8%、「新聞・雑誌」、「テレビ・ラジオ」、「役場の窓口」の割合が15.8%となっています。

精神障がいのある方では、「テレビ・ラジオ」、「病院・診療所・薬局等」の割合が28.0%と最も高く、次いで、「家族・友人・知人」の割合が22.0%となっています。

図 福祉サービスに関する情報の入手媒体

単位：%

区分	有効回答数 (件)	新聞・雑誌	テレビ・ラジオ	所属している団体の 会合や会報	広報紙・パンフレット (県・町)	役場の窓口	障がい者相談支援 事業所	SNS インターネットや	学校・職場	等 病院・診療所・薬局
身体障がいのある方	473	29.8	26.8	4.7	27.5	11.0	2.5	7.0	1.7	13.1
知的障がいのある方	57	15.8	15.8	3.5	7.0	15.8	8.8	3.5	29.8	5.3
精神障がいのある方	50	20.0	28.0	4.0	18.0	8.0	14.0	8.0	6.0	28.0

区分	福祉施設	家族・友人・知人	訪問看護師 ホームヘルパーや	ボランティア	民生委員・児童委員	障がい者相談員	その他	特 に ない	無 回 答
身体障がいのある方	4.7	20.3	5.7	0.4	1.5	1.9	2.7	21.4	7.6
知的障がいのある方	12.3	38.6	1.8	—	—	5.3	5.3	12.3	7.0
精神障がいのある方	12.0	22.0	6.0	—	—	6.0	6.0	20.0	6.0



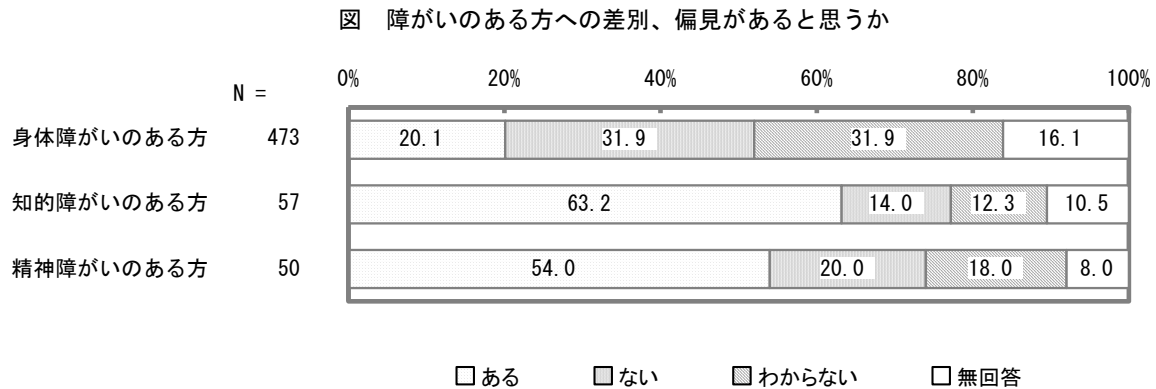


## ② 障がいのある方への差別、偏見があると思うか

身体障がいのある方では、「ない」、「わからない」の割合が 31.9%と最も高く、次いで、「ある」の割合が 20.1%となっています。

知的障がいのある方では、「ある」の割合が 63.2%と最も高く、次いで「ない」の割合が 14.0%、「わからない」の割合が 12.3%となっています。

精神障がいのある方では、「ある」の割合が 54.0%と最も高く、次いで「ない」の割合が 20.0%、「わからない」の割合が 18.0%となっています。



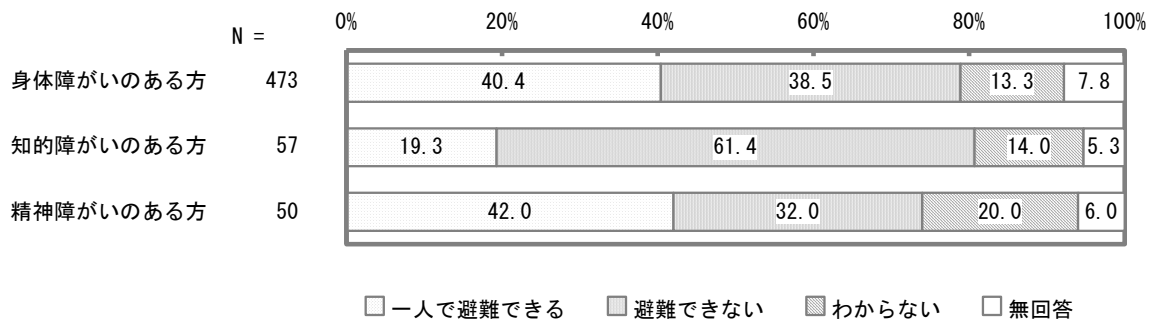
## (5) 災害時の避難・対策について

### ① 一人での避難可否

身体障がいのある方では、「一人で避難できる」の割合が 40.4%と最も高く、次いで「避難できない」の割合が 38.5%となっています。

知的障がいのある方では、「避難できない」の割合が 61.4%と最も高く、次いで「一人で避難できる」の割合が 19.3%となっています。

精神障がいのある方では、「一人で避難できる」の割合が 42.0%と最も高く、次いで「避難できない」の割合が 32.0%となっています。



### ② 災害に対する対策

身体障がいのある方では、「介助者の手助けが必要」の割合が 78.0%と最も高く、次いで「避難場所が遠い」の割合が 17.0%、「緊急時という判断がつかない」の割合が 14.8%となっています。

知的障がいのある方では、「介助者の手助けが必要」の割合が 62.9%と最も高く、次いで「緊急時という判断がつかない」の割合が 54.3%、「避難場所がわからない」の割合が 40.0%となっています。

精神障がいのある方では、「介助者の手助けが必要」の割合が 37.5%と最も高く、次いで「避難場所がわからない」、「緊急時という判断がつかない」の割合が 25.0%となっています。

図 災害に対する対策

区分	有効回答数(件)	災害に対する対策					無回答
		介助者の手助けが必要	避難場所が遠い	避難場所がわからない	緊急時という判断がつかない	その他	
身体障がいのある方	182	78.0	17.0	11.0	14.8	5.5	7.1
知的障がいのある方	35	62.9	11.4	40.0	54.3	11.4	2.9
精神障がいのある方	16	37.5	12.5	25.0	25.0	12.5	6.3

### ③ 災害時の不安

身体障がいのある方では、「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」の割合が44.2%と最も高く、次いで「大勢の人の中で避難所生活をするに不安がある」の割合が41.2%、「障がいのある方や高齢者に配慮した避難場所がない」の割合が28.8%となっています。

知的障がいのある方では、「大勢の人の中で避難所生活をするに不安がある」の割合が71.9%と最も高く、次いで「障がいのある方や高齢者に配慮した避難場所がない」、「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」の割合が47.4%となっています。

精神障がいのある方では、「大勢の人の中で避難所生活をするに不安がある」の割合が50.0%と最も高く、次いで「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」の割合が48.0%、「人工透析や在宅酸素等専門的な医療を受けられるかわからない」、「医薬品、補装具等必要なものが手に入らない」の割合が36.0%となっています。

図 災害時の不安

単位：%

区分	有効回答数（件）	災害情報を伝える設備や連絡網がない	障がいのある方への情報伝達や救援が遅れる	災害発生時の情報習得ができていない。また、周囲がそれに気付いてくれない	避難を介助してくれる方がいない	避難のためのリフト付きバスがない	障がいのある方や高齢者に配慮した避難場所がない	人工透析や在宅酸素等専門的な医療を受けられるかわからない	医薬品、補装具等必要なものが手に入らない
身体障がいのある方	473	12.9	15.2	8.2	15.0	6.1	28.8	10.6	14.8
知的障がいのある方	57	14.0	33.3	35.1	15.8	—	47.4	28.1	22.8
精神障がいのある方	50	18.0	18.0	20.0	2.0	—	10.0	36.0	36.0

区分	手話通訳やガイドヘルパー、介助人等が確保できない	電話やFAX等の連絡手段が確保できない	役場、医療機関と地域住民が連携して助け合う体制がない	避難訓練や防災のための学習機会や広報が十分でない	大勢の人の中で避難所生活をするに不安がある	避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である	その他	特になし	無回答
身体障がいのある方	3.8	6.3	9.1	3.6	41.2	44.2	4.7	15.6	11.4
知的障がいのある方	8.8	3.5	15.8	5.3	71.9	47.4	10.5	7.0	5.3
精神障がいのある方	6.0	12.0	8.0	2.0	50.0	48.0	12.0	8.0	10.0



## 1 基本理念

この計画は、障害者基本法の理念に則り、すべての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるまちを目指し、『だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり』を基本理念とします。

## 2 基本目標

基本理念である『だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり』を実現するため、前述の基本的視点を踏まえ、5つの基本目標を定め、網羅的に施策の推進に取り組みます。

### （1）障がいのある人を支える地域づくり

共生社会の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する町民の理解を深めるための正しい知識の普及・啓発や障がいのある人との交流活動や福祉教育を充実します。

### （2）保育・教育の充実

障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図ります。

療育体制の充実を図るとともに、インクルーシブ教育\*システムの考えを踏まえ、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

\*インクルーシブ教育

初等・中等教育段階において、障がいを持った子どもが大半の時間を通常学級で教育を実践する。

### (3) 生きがいのある暮らしのための支援

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には福祉的就労や中間的就労の場の充実を図り、総合的な支援を推進します。

また、障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

### (4) 地域で自立した暮らしを支援する基盤づくり

障がいの有無にかかわらず市民が地域で安心して暮らすことのできるよう、障がいのある人が個人としての尊厳にふさわしい地域生活を営むことができるよう、暮らしにおける様々な支援を進めます。

### (5) 安全・安心に暮らせるまちづくり

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災対策における高齢者、障がいのある人、乳幼児等の対応は一層重要になってきており、地域における防犯・防災対策を推進します。

### 3 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策】

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

1 障がいのある人を支える地域づくり

(1) 相互理解と交流、啓発の推進

(2) 福祉教育の充実

(3) 地域福祉活動の推進

2 保育・教育の充実

(1) 障がいの予防と早期発見

(2) 保育・就学

3 生きがいのある暮らしのための支援

(1) 就労への支援

(2) 福祉的就労への支援

(3) 社会参加の促進

4 地域で自立した暮らしを支援する基盤づくり

(1) 地域生活の支援

(2) 生活の場の確保

(3) 包括的な地域支援体制の充実

5 安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

(2) 防災・防犯体制の充実



# 施策の推進（障害者計画）

## 1 障がいのある人を支える地域づくり

### （1）相互理解と交流、啓発の推進

#### 【現状と課題】

障がいのない人に対して、障がいのある人や障がいに対する理解を深めることは重要です。アンケート調査の結果から、障がいのある人への差別、偏見があると感じる人は、身体障がいのある人で2割、知的障がいのある人で6割、精神障がいのある人では5割に上がっており、障がいや障がいのある人への理解が十分とはいえないものです。

日頃生活していて感じることとして、「自分たちの生活の実情をもっと知ってほしい」「障がいのない方が特別な目で見ている」が上がっており、啓発・広報活動の手段の検討も含めて、より一層障がいに対する理解を深める活動の充実を図る必要があります。

#### 【施策】

##### ① 啓発・広報活動の推進

取り組み	概要
広報などを活用した啓発活動の推進	町の「広報しみず」やホームページなどを活用し、幅広い啓発活動を進めます。
各種行事の活用	障がい者福祉を広く理解を促進するため、ふれあい広場などの各種行事や幅広い障がい福祉関係者との協同により啓発の充実に努めます。
障害者の日の周知	「障害者週間」を中心に、障がいのある人とない人の相互理解推進のため、広報等による周知を図ります。
福祉に関する情報の定期的な発信	障がいのある人の社会参加の理解の一助となるよう、障がいのある人の参加する行事などを広報で取り上げるよう努めます。
ネットワークづくりの推進	障がいのある人の声を施策に反映させるため、町と障がい者団体とのネットワークづくりを推進するとともに、障がい者団体間の連携の強化に努めます。



### (3) 地域福祉活動の推進

#### 【現状と課題】

清水町では、平成 25 年 3 月に「第 2 次清水町地域福祉計画」を策定し、「みんなで支え合い笑顔で住み続けたい地域づくり」を基本理念に、高齢者、障がいのある人などの誰もが住み慣れた地域において、安全で安心して笑顔でこちよく暮らし続けられるまちをめざしています。

アンケート調査結果から、日頃生活していて感じることとして、「ボランティアの積極的な支援がほしい」は、身体障がい者、精神障がい者で 1 割、知的障がい者では 2 割ほどあります。

今後も、一般市民のボランティア活動への理解を深め、参加を啓発するとともに、ボランティアに参加しやすい環境整備が必要です。

#### 【施策】

##### ① 地域における交流、ネットワークづくり

取り組み	概要
交流活動の充実	各種行事を活用し、障がいのある人と地域住民が交流できる機会の充実に努めます。
地域福祉計画による計画の推進	地域福祉推進の中核的な担い手である清水町社会福祉協議会と連携して、地域福祉を推進していきます。
地域ネットワークづくりの支援	地域単位において、地域自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPOなどの構成による相互の協力と助け合いを目的とするネットワークづくりを支援します。

##### ② ボランティア活動の促進

取り組み	概要
ボランティア講座の開催	障がいのある人に対する理解を促進するとともに、ボランティア活動者の拡大を図るため、清水町社会福祉協議会においてボランティア講座の開催に努めます。
ボランティアに関する情報提供の充実	ボランティア活動に関する情報提供の充実に努めます。

## 2 保育・教育の充実

### (1) 障がいの予防と早期発見 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

#### 【現状と課題】

障がいを理解し、疾病の早期発見に向けた健康診査や各種検診の受診率を向上させることで、医学的にも障がいの重度化を予防していくことが大切です。

アンケート調査結果から、知的障がい者では出生時から3歳未満において4割が障がいの状態となっています。乳幼児健康診査の受診が疾病の早期発見、あるいは障がいの重度化を予防するために重要となっていることから、保護者に対して障がいの早期発見の必要性について理解を促すとともに、障がいの早期発見と早期治療のために、乳幼児健康診査の受診率向上に努める必要があります。

#### 【施策】

##### ① 障がいの予防と早期発見

取り組み	概要
乳幼児の健康増進	関連機関と情報交換を行い、乳幼児の心身の発達や養育環境についての異常の早期発見や健康増進に努めます。また、必要に応じて健康相談や訪問指導など、多面的なアプローチによる支援を行います。
母子保健や健康等相談の充実	各種健康診査・健康相談を実施し、子どもの健全育成のための支援を行い、相談体制の充実を図ります。
相談窓口・療育体制の整備	相談窓口の充実を図り、関係機関との連携による、障がいの早期発見・早期療育への一貫した相談体制を推進します。











## 4 地域で自立した暮らしを支援する基盤づくり

### (1) 地域生活の支援

#### 【現状と課題】

障がいの重度化、介護を担ってきた家族の高齢化、地域移行・地域定着の普及に伴い、居宅介護や生活介護、グループホームなどの障がい福祉サービスにおいて、サービス利用量のさらなる増大が予想されます。

日々の在宅生活を快適に、かつ自立して送れるよう、障がいのある人へのサービスの提供とあわせて、介護を担う家族等を支援するサービスの提供体制の充実とともに、医療的ケアの必要な重度障がいのある人の日中活動の場などの確保が必要です。

#### 【施 策】

##### ① コミュニケーション支援の充実

取り組み	概 要
障害児通所支援の実施	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
障害福祉サービスの実施	障がいのある人の障がい程度、居住などの状況及びサービス等利用計画を踏まえ、個別に支給決定される障害福祉サービスを行います。
地域生活支援事業の実施	地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で、相談支援、日中一時支援、移動支援などを行います。





## 5 安全・安心に暮らせるまちづくり

### (1) ユニバーサルデザインのまちづくり ●●●●●●●●●●●●●●●●

#### 【現状と課題】

本町では、既存の公共施設において障がいのある人の利用を考慮した改造や改修を実施しています。しかし、外出時の困難や不便な点は、身体障がいのある人で「道路、建物の段差や、電車、バス等の乗り降りが大変である」の割合が2割以上、「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示等、障がい者に配慮した設備が不十分である」の割合が1割以上となっており、施設整備については十分でないことがうかがえます。

#### 【施 策】

##### ① 施設等の整備の推進

取り組み	概 要
施設の整備推進	既設建築物のバリアフリーを促進するため、公共施設の改修事業に努めます。
道路の整備推進	安全性の向上、歩道の段差解消の施工などの整備に努めます。

## (2) 防災・防犯体制の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●

### 【現状と課題】

東日本大震災後、防災に対する意識は高まっている状況です。

アンケート調査結果から、災害時において避難が一人でできる割合は、身体障がい者、精神障がい者で4割となっておりますが、知的障がい者では2割となっております。

避難できない理由としては身体障がい者、知的障がい者とも「介助者の手助けが必要」が7～8割と最も多くなっていますが、知的障がい者や精神障がい者ではほかに「緊急時という判断がつかない」や「避難場所がわからない」も高くなっています。また、災害時に助けてくれる近所の人の有無をみると、「いる」は身体障がい者と精神障がい者では3割、知的障がい者では1割ほどとなっており、障がい種別を問わず「いない」又は「わからない」割合が高くなっています。

また、防犯面においては、町内の犯罪が年々増加しており、内容は悪質化、巧妙化しています。

今後も、障がいのある人が安全・安心に暮らしていけるよう、障がいの程度や状態に合わせた防災・防犯対策が求められています。

### 【施 策】

#### ① 防災体制の充実

取り組み	概 要
緊急時の情報提供・通信体制の整備	様々な情報媒体を活用し、緊急時における多様な情報伝達体制の整備を図ります。また、関係部署と協議し、避難行動要支援者に対する避難支援の体制などの対策を進めます。
地域支援体制の整備	自主防災会や民生委員と協議し、要援護者の把握、環境状況、連絡体制の整備、情報の共有による支援体制の整備、避難支援の体制整備などの対策を進めます。
福祉避難所の整備	障がいのある人を含む要援護者に対して、医療機関や社会福祉施設等への2次避難の措置について対策を進めます。
防災訓練の充実	関係部署と協議し、事業所における防災訓練を進めます。また、地域の自主防災会活動の中で、地域が事業所と連携して防災訓練に取り組むように啓発し、災害意識の高揚を図ります。また、要援護者台帳の整備を進めます。

#### ② 防犯体制の充実

取り組み	概 要
地域の見守り活動の推進	隣近所での見守り等防犯活動を支援するとともに、地域でのあいさつや声掛け運動などを通して、より地域とのつながりが深くなるよう指導を行います。
防犯体制の確立	警察、区長会等と連携し、障がいのある人が犯罪に巻き込まれることを未然に防止するための連絡体制を確保します。

# 障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量とその確保 (障害福祉計画)

## 1 計画の基本的な考え方

障がい福祉サービスの整備にあたっては、基本理念を踏まえて、以下の基本的な考え方に基づいて、平成 29 年度の目標値を設定し、その達成に向けた障がい福祉サービスの必要量を的確に見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を行います。

### (1) 障がいに対する理解の促進

障がいのある人が、施設入所から地域移行や就労の場等、地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民の障がいに対する理解が不可欠です。そのため、「ノーマライゼーション」\*「リハビリテーション」\*「エンパワメント」\*の理念の浸透とともに、様々な啓発活動等を通じて障がいに対する理解を促進します。

#### \*ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）社会であるとする考え方。

#### \*リハビリテーション

障がいのある人の身体的・精神的・社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がいのある人がそれぞれの年代のあらゆる生活場面において、その人らしく生きる権利の回復を図り、障がいのある人の自立と社会参加を目指すとの考え方。

#### \*エンパワメント

支援を必要とする人が、もてる力を十分に発揮し、自己の人生の主演として、主体的な生活を送ることが可能となるよう、社会制度の整備充実を図ること。

### (2) 相談支援体制の強化

近年、制度が目まぐるしく変わる中、障がいのある人やその家族のライフスタイルの多様化等により生まれる新たなニーズに対応できるよう、自立支援協議会や関係機関との連携を密にし、相談支援体制の強化と相談支援事業所の周知を図ります。



## 2 平成 29 年度の目標値

国の基本方針等に基づき、目標値を設定します。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時点の施設入所者数 [基準年] (A)	25人	平成26年3月31日時点の施設入所者数
平成 29 年度末時点の施設入所者数 [目標年] (B)	23人	平成30年3月31日時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込 (A-B)	2人 (削減率8.0%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	4人 (移行率16.0%)	施設入所から共同生活援助（グループホーム）等へ移行する者の数

### (2) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成 24 年度の年間一般就労移行者数 [基準年]	2人	平成24年度に、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 平成 29 年度の年間一般就労移行者数	4人 (2倍)	平成29年度に、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数

### (3) 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数[基準年]	12人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	13人 (1.1倍)	平成29年度末における就労移行支援事業利用者数

### (4) 基盤整備計画

今後、既存の施設では不足すると思われるサービス見込量について、県及び駿東田方圏域で調整しながら、共同生活援助（グループホーム）及び生活介護に関する施設整備の推進を目指します。



### 3 障がい福祉サービスの利用見込み量と確保のための方策

#### (1) 訪問系サービス

##### ① 見込み量の単位と算出の考え方

サービスの種別	見込み量の単位
1 居宅介護 【内容】自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。	一月あたりの実利用者【人分】 一月あたりの利用時間総数【時間分】
2 重度訪問介護 【内容】重度の障がいがある人に自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。	
3 行動援護 【内容】行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。	
4 重度障害者等包括支援 【内容】居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	

現在の一人あたり月平均利用時間や伸び率をもとに算出

サービス見込み量＝実利用見込み者数×一人あたり月平均利用量（時間、日数）

##### ② サービスの見込み量（一月あたり）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	34人	36人	38人
サービス見込み量	472時間	504時間	536時間

##### ③ 見込み量の確保のための方策

- 必要なサービスが適切に利用できるように、相談支援事業の充実に努めるとともに、地域自立支援協議会においてニーズを把握し、地域生活支援部会等において、対応策を随時検討していきます。
- 既存の居宅介護事業所や介護保険法に基づく介護保険サービス事業者に対し、障害者総合支援法やニーズ等を周知し、新規参入を働きかけます。
- 医療的ケアが必要な重度障がい者や精神障がいのある人に対するサービス提供体制を確保するため、身体・知的障がいのある人または高齢者の訪問系サービスを実施している事業者に対し、事業の必要性についての理解を図っていきます。

## (2) 日中活動系サービス

### ① 見込み量の単位と算出の考え方

サービスの種別	見込み量の単位
<p>1 生活介護 【内容】施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。</p> <p>2 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 【内容】（機能訓練）自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活向上のために必要な訓練を行います。 （生活訓練）自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における食事や家事等の日常生活機能を向上するための支援をします。</p> <p>3 就労移行支援 【内容】就労を希望する人に生産活動の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。</p> <p>4 就労継続支援（A型・B型） 【内容】（A型）通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。 （B型）通所により就労の機会を提供（雇用契約は結ばない）し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために、必要な訓練等のサービスを提供します。</p>	<p>一月あたりの実利用者【人分】 一月あたりの利用日総数【人日分】</p>

現在の一人あたり月平均利用日数や伸び率をもとに算出

$$\text{サービス見込み量} = \text{実利用見込み者数} \times \text{一人あたり月平均利用日数}$$

### ② サービスの見込み量（一月あたり）

《生活介護》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	36人	37人	38人
サービス見込み量	744時間	758時間	768時間

《自立訓練（機能訓練）》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	1人	1人	1人
サービス見込み量	20時間	20時間	20時間

《自立訓練（生活訓練）》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	4人	2人	2人
サービス見込み量	88時間	44時間	44時間

《就労移行支援》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	10人	12人	13人
サービス見込み量	170時間	204時間	221時間

《就労継続支援（A型）》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	15人	16人	17人
サービス見込み量	270時間	288時間	306時間

《就労継続支援（B型）》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	32人	32人	33人
サービス見込み量	576時間	576時間	594時間

③ 見込み量の確保のための方策

- ・就労継続支援等のサービスについては、就労機会の拡充に向け、町内の事業者をはじめ、県、近隣市町などと連携しながら、ジョブコーチ\*の活用を含め就労支援の強化に努めます。
- ・町内や近隣市町の障がい福祉サービス等提供施設などを紹介し、利用者が自ら施設を選べる情報提供の推進に努めます。
- ・就労支援関係のサービスが有効に実施されるように、サービス提供事業者や雇用関係機関との連携を強化し、就労支援体制の整備を進めます。

\*ジョブコーチ

障がいのある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法等を助言するとともに、通勤時、就労時等のサポートをする。



## (4) 療養介護

### ① 見込み量の単位と算出の考え方

サービスの種別	見込み量の単位
1 療養介護 【内容】病院や施設で、常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護の世話をします。	利用実人員【人分】

### ② サービスの見込み量（一月あたり）

《療養介護》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	2人	2人	2人

### ③ 見込み量の確保のための方策

- ・関係機関との連絡を密にし、要望がある利用者に柔軟に対応します。

## (5) 短期入所

### ① 見込み量の単位と算出の考え方

サービスの種別	見込み量の単位
1 福祉型短期入所 【内容】家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。障害者支援施設等において実施。	一月あたりの実利用者【人分】
2 医療型短期入所 【内容】家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。病気、診療所、介護老人保健施設において実施。	一月あたりの利用日総数【人日分】

### ② サービスの見込み量（一月あたり）

《福祉型短期入所》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	5人	7人	7人
サービス見込み量	30人日	40人日	42人日

《医療型短期入所》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	1人	3人	3人
サービス見込み量	3人日	8人日	8人日

### ③ 見込み量確保のための方策

- ・サービス提供事業所と連携し、サービス実施体制の確保を図ります。

(6) 障がい児に係るサービス（通所系）

① 見込み量の単位と算出の考え方

サービスの種別	見込み量の単位
1 児童発達支援 【内容】日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練の支援を行う。	一月あたりの実利用者【人分】 一月あたりの利用日総数【人日分】
2 医療型児童発達支援 【内容】児童発達支援及び治療を行う。対象は肢体不自由があり、理学療法等の支援が必要である障がい者。	
3 放課後等デイサービス 【内容】授業の終了後等、児童発達支援センター等の施設に通わせ生活能力の向上のための必要な訓練を行う。	
4 保育所等訪問支援 【内容】保育所等を訪問し、障がい者に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援を行う。	

② サービスの見込み量（一月あたり）

《児童発達支援》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	12人	15人	19人
サービス見込み量	192人日	190人日	262人日

《医療型児童発達支援》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	0人	0人	0人
サービス見込み量	0人日	0人日	0人日

《放課後等デイサービス》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	13人	16人	18人
サービス見込み量	104人日	128人日	144人日

《保育所等訪問支援》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	2人	3人	2人
サービス見込み量	8人日	12人日	8人日

③ 見込み量の確保のための方策

- ・利用できる事業所の増加を目指し、受入れ体制の整備を図ります。

## (7) 計画相談支援（障がい児相談支援含む） ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

### ① 見込み量の単位と算出の考え方

サービスの種別	見込み量の単位
1 計画相談支援 【内容】サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要な場合に、障がい者の問題解決や適切なサービス利用に向けて支援する。	月平均当りの利用人数【人分】
2 障害児相談支援 【内容】上記計画相談支援による。対象者は障がい児通所支援を申請した障がい児を支援する。	

### ② サービスの見込み量（一月あたり）

#### 《計画相談支援》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	146人	157人	166人

#### 《障害児相談支援》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	25人	32人	37人

### ③ 見込み量の確保のための方策

- ・ 県と連携しながら、支援の担い手となる相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。また、全サービス決定者への計画相談支援を目指し、周知に努めます。
- ・ 指定相談事業者と連携を密にして、適切な利用計画を提供できるように、相談支援体制の充実に努めます。

## (8) 地域相談支援

### ① 見込み量の単位と算出の考え方

サービスの種別	見込み量の単位
1 地域移行支援 【内容】 障害者支援施設等に入所又は入院している障がい者を対象に住居の確保その他の地域生活への移行するための支援を行う。	月平均当りの利用人数【人分】
2 地域定着支援 【内容】 居宅において単身で生活している障がい者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行う。	

### ② サービスの見込み量（一月あたり）

《地域移行支援》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	1人	1人	2人

《地域定着支援》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	0人	1人	2人

### ③ 見込み量の確保のための方策

- ・適切なケアマネジメントを行い、より専門的な相談支援を実施します。
- ・地域自立支援協議会を活用し、地域の関係機関との連携強化等を推進し、地域課題を検討するとともに、障がいのある人に係る計画に対し幅広い意見を反映させる定期的な協議を行います。















## 1 計画の推進

施策の推進にあたっては、行政はもちろん、障がい者団体等、事業者等、企業等、地域、町民との協働・連携が必要であり、各主体がつながり、支え合いながら、社会全体で障がいのある人を包み込み、社会全体の取り組みとして進めていきます。

## 2 計画の進行管理

本計画については、目標数値やサービス提供事業者が、新体系への移行が計画的に進んでいるかなどの進捗状況を点検・評価し、その結果に基づく対策を適時、実施していく必要があります。

地域自立支援協議会との連携のもと、毎年度、各事業の実施状況の確認や評価を実施していきます。

## 3 関連機関の連携

地域社会を構成する町民、障がい者福祉関係団体、NPO、ボランティア団体、医療機関、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、保健所、ハローワーク及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組めます。



# 資料編

## 1 清水町障害者計画策定委員会設置要綱

平成9年4月1日

告示第16号

(設置)

第1条 清水町における障害者計画を策定するため、清水町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議する。

- (1) 障害者計画策定に関する事項
- (2) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員 14 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- (2) 地域住民団体の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会は、資料の収集、情報の提供及び原案の作成作業を行うため、部会を設置し、部会委員をおくことができる。

2 部会委員は、町職員で構成し、町長が任命する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会又は部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の完了までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)



第8条 委員会及び部会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 4 日告示第 22 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 清水町障害者計画策定委員会委員名簿

団体・組織	名 前	備考
清水町区長会	鈴木 宏昌	委員長
清水町民生児童委員協議会	鈴木 通保	副委員長
サポートセンターなかせ	牛島 聖美	
清水町身体障害者福祉会	小田島 幸弘	
清水町手をつなぐ育成会	加賀 日出男	
ドリームケアふいる	風間 康寛	
清水町保健委員会	久保田 千明	
清水町社会福祉協議会	眞田 謹吾	
地域精神保健福祉会まごころ会	田中 勢知子	
沼津医師会 清水町地区医師会	谷口 安宏	
柿田川作業所	千葉 等	
清水町シニアクラブ連合会	古屋 喜久	
一般公募	町田 敏郎	
一般公募	渡邊 和美	

### 3 策定経過

開催日等	審議内容等
平成 26 年 2 月 10 日 ～ 2 月 28 日	障がい福祉に関するアンケート調査実施 調査対象：清水町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 身体障がいのある方 配布数800通 回収数473通 回収率59.0% 知的障がいのある方 配布数110通 回収数57通 回収率51.8% 精神障がいのある方 配布数90通 回収数50通 回収率55.6%
平成 26 年 7 月 28 日	平成26年度 第 1 回清水町障害者計画策定委員会 ・ 障害者計画及び障害福祉計画について ・ 町民アンケートの調査結果について ・ スケジュールについて
平成 26 年 10 月 10 日	平成26年度 第 2 回清水町障害者計画策定委員会 ・ 清水町障害者計画・障害福祉計画の骨子案について
平成 26 年 12 月 24 日	平成26年度 第 3 回清水町障害者計画策定委員会 ・ 清水町障害者計画・障害福祉計画の素案について
平成 27 年 1 月 22 日 ～ 2 月 22 日	第 4 次清水町障害者計画・第 4 期清水町障害福祉計画（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施
平成 27 年 3 月 5 日	平成26年度 第 4 回清水町障害者計画策定委員会 ・ パブリックコメント結果について ・ 清水町障害者計画・障害福祉計画の最終案について

## 4 用語解説

### ア行

#### 一般就労

福祉施設等での就労ではなく、企業などへの就職、在宅での就労および自らの起業などによる就労。

→福祉的就労

→中間的就労

#### インクルーシブ教育

障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育。平成 23 年 7 月に成立した改正障害者基本法でインクルーシブ教育の理念が盛り込まれた。

### カ行

#### 学習障がい（LD）

基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさす。

#### 共同生活援助

→グループホーム

#### グループホーム

自宅での生活が困難となった高齢者や障がいのある人などが、施設職員による援助を受けながら少人数で共同生活する住まい。

### サ行

#### 災害時要援護者

障がいのある人や高齢者など、災害から自らの命を守るために安全な場所に避難したり、必要な情報を適確に把握する際に支援を必要とする人々のこと。

#### 手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に置き換えて伝える人のこと。

## 障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成 16 年 6 月に心身障害者対策基本法から改称・改正され、法の対象が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者であることを明記した。

## 障がい者就業・生活支援センター

地域において生活している就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

## 障害者自立支援法

→障害者総合支援法

## 障害者総合支援法

正式名は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法であり、身体障害・知的障害・精神障害がある人に対する福祉サービスを一元化することなどを定めた法律。平成 18 年 4 月に一部施行、同年 10 月に全面施行。平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」へと変わり、障害者の定義に難病等を追加するなどの見直しが行われた。

## 自立支援医療

平成 18 年の障害者自立支援法施行に伴い、精神通院医療・更生医療・育成医療が一本化された医療費の公費負担制度。指定医療機関で医療を受けた場合、医療費の自己負担が原則 1 割となる。所得に応じて上限が決められている。

→障害者自立支援法

## 身体障害者手帳

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。身体障害者手帳の等級は重い方から 1 級～6 級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

## 精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。手帳の等級は、重い方から 1・2・3 級まであり、精神疾患や、それによる機能障がいと能力障がいの状態の両面から総合的に判定される。

## 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより契約に関する判断能力が不十分な成年者の権利を保護するための制度。本人があらかじめ後見人と職務内容を定めて契約する任意後見と家庭裁判所が後見人を選任する法定後見とがある。法定後見は後見、補助、補佐の3段階に分かれ、被後見人の状況に応じて適用される。被後見人に関して、後見人は全ての代理権を有し、補助、補佐は民法に定める事項について同意権と取消権を持つ。具体的には判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりにを行い、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合には、それを取り消すことができる。

## 夕行

### 地域活動支援センター

障害者自立支援法によって定められた、障がいによって働く事が困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設です。

### 地域自立支援協議会

相談支援事業を適切に実施していくために設置される協議会。地域の関係機関によるネットワークを構築し、地域における様々な障がい福祉の課題や困難事例に対する解決方法を検討するとともに、相談支援事業の中立・公平性を確保するための役割を担っている。

### 中間的就労

一般就労といわゆる福祉的就労との間に位置する就労であり、一般就労が困難な人に働く場をつくることや、一般就労を目指す人が就労に向けた訓練の場合とするという2つを内包している。

→一般就労

→福祉的就労

### 特別支援教育

従来の心身障がい教育の対象だけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導、支援を行うこと。

→学習障がい（LD）

## ナ行

### 日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障がいや精神障がいのある人など、判断能力が低下している人が自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業。

### 日常生活用具

6種類の日常生活用具がある。

①介護・訓練支援用具：特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具。

- ②自立生活支援用具：入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
- ③在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障がいのある人の在宅療養などを支援する用具。
- ④情報・意思疎通支援用具：点字器や人工喉頭などの障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。
- ⑤排せつ管理支援用具：ストマ用装具などの障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品。
- ⑥居宅生活動作補助用具：障がいのある人の居宅生活動作などを円滑にするための住宅改修など。

## ハ行

### バリアフリー

住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### 福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人のために配慮された授産所や作業所への就労。  
 →一般就労  
 →中間的就労

## ヤ行

### ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいように製品や都市、生活環境をデザインするという考え方。

## ラ行

### リハビリテーション

障がいを抱える人や病気・けがの人などが、機能回復や社会復帰をめざす訓練をいう。

## 療育手帳

児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。障がいの程度は、A（重度）、B（軽度）と記載される。



**第4次清水町障害者計画・第4期清水町障害福祉計画**

平成27年3月

発行：清水町 福祉課

〒411-8650

静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1

電話：055-981-8204

FAX：055-973-1959

---